

平成三十年三月二十七日受領
答弁第一五七号

内閣衆質一九六第一五七号

平成三十年三月二十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理 森殿

衆議院議員大西健介君提出外務大臣の出張のためのチャーター機の借り上げに関する質問に対し、別紙答
弁書を送付する。

衆議院議員大西健介君提出外務大臣の出張のためのチャーター機の借り上げに関する質問に対する答
弁書

一について

外務大臣の海外出張に係る平成二十五年四月一日から平成三十年三月二十七日までのチャーター機の利用実績は十二回である。平成二十五年から平成二十八年度までの利用分に係る費用は一億七千四十七万二千二百二十八円であり、平成二十九年度における利用分に係る費用は決算又は精算が終了していないことからお答えすることは困難である。

二について

お尋ねについては、個別具体的な状況にもよることから、一概にお答えすることは困難であるが、一般論として申し上げれば、公務の日程や定期便の利便性等を総合的に勘案して判断することとしている。

三について

チャーター機の利用に当たっての事務については、会計法（昭和二十二年法律第三十五号）等に基づき、適切に実施している。

四について

お尋ねについては、一についてで述べたとおり、精算が終了していないこと等からお答えすることは困難である。

五について

限られた時間の中での効率的な外交活動の在り方を検討することは重要と考えており、外務大臣の外国訪問時におけるより効率的な移動手段について、政府部内で検討中である。